

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例の一部を改正する条例

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例（平成 18 年神奈川県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に、「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改め、同条第 6 号中「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

新 旧 対 照 表

○神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 販売業者 <u>二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律</u> (明治33年法律第33号) 第4条に規定する煙草又ハ器具ヲ販売スル者並びに <u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u> (大正11年法律第20号) 第1条第3項及び第4項に規定する営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売スル者をいう。</p> <p>(6) 飲食店等営業者 <u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u> 第1条第3項及び第4項に規定する営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ供与スル者をいう。</p> <p>(7) 事業者 販売業者及び飲食店等営業者をいう。</p> <p>第3条～第13条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 販売業者 <u>未成年者喫煙禁止法</u> (明治33年法律第33号) 第4条に規定する煙草又ハ器具ヲ販売スル者並びに <u>未成年者飲酒禁止法</u> (大正11年法律第20号) 第1条第3項及び第4項に規定する営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売スル者をいう。</p> <p>(6) 飲食店等営業者 <u>未成年者飲酒禁止法</u> 第1条第3項及び第4項に規定する営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ供与スル者をいう。</p> <p>(7) 事業者 販売業者及び飲食店等営業者をいう。</p> <p>第3条～第13条 (略)</p>